

10月から幼児教育・保育の無償化がスタートします

無償化の対象範囲、金額は、学年齢、利用施設の種類の種類、保育の必要性の有無によって異なります。

申請手続き、内容の詳細については、随時、ホームページなどでお知らせします。

※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外です。

●問い合わせ先 子育て支援課

区分	3歳児から5歳児	住民税非課税世帯の0歳児から2歳児
認可保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育	無償	無償
認可外保育施設（保育の必要性の認定がある場合）	月額37,000円までの利用料を無償	月額42,000円までの利用料を無償

区分	満3歳児から5歳児	住民税非課税世帯の満3歳児
幼稚園	新制度未移行園	月額25,700円までの利用料を無償
	新制度対象園	無償
幼稚園・認定こども園の預かり保育（保育の必要性の認定がある場合）	月額11,300円までの利用料を無償	月額16,300円までの利用料を無償

住宅の耐震化を学んでみませんか 木造戸建て住宅の耐震化セミナー

市の直下を縦断する「警固断層」は、国の調査で「全国に約2千箇所ある活断層のうち、地震を起こす確率が高いグループに属す」とされています。

そのため市では、特に地震時に被害が大きいとされる昭和56年5月31日以前に建築または工事に着手した木造戸建て住宅に対し、耐震化のための「住宅改修工事補助金」を行っています。

また、住宅を耐震基準に適合した改修をした場合、一定期間、固定資産税が減額されます。

そこで市では、分かりやすい「耐震改修の基礎知識」と「補助金と税金」を知ってもらうため、セミナーを開催し

ます。気軽にご参加ください。（参加無料）

●日時 7月31日（水）、14時～16時

●場所 市役所5階505会議室

●内容

①木造戸建て住宅の耐震診断および耐震補強方法について

②筑紫野市経済対策事業住宅改修工事等補助金制度について

③耐震改修に伴う固定資産税の減額について

●講師 白水秀一さん（福岡市耐震推進協議会会長）

●申込方法

申込書を直接提出するか、電話、FAX、電子メールで「①住所、②氏名、③電話番号」をお知らせください。

●申込書配布場所 建築課、各コミュニティセンター（市ホームページからもダウンロードできます）

●申込期限 7月29日（月）必着

●申し込み・問い合わせ先 建築課

▽FAX（923）7979

▽電子メール

kenchiku@city.chikushino.fukuoka.jp



熊本地震で倒壊した家

国民健康保険

被保険者証を送付します

●8月1日から被保険者証と高齢受給者証が一体化します

これまで、70歳以上の国民健康保険加入者には、「被保険者証」と「高齢受給者証」をそれぞれ交付していましたが、8月1日からは「被保険者証」に「高齢受給者証」の情報を記載した「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。高齢受給者証だけの交付は廃止します。



被保険者証兼高齢受給者証には、一部負担金の割合も記載しています

●7月中旬に世帯主あてに送付します

8月1日から使用する新しい被保険者証・被保険者証兼高齢受給者証（以下、被保険者証）は、世帯主宛てに簡易書留（転送不要）で送付しますので、確実な受け取りをお願いします。封筒の中に、世帯全員分の被保険者証があるかを必ず確認してください。

●有効期限

新しい被保険者証の有効期限は、令和2年7月31日です。

ただし、次のいずれかに該当する人は有効期限が短くなります。

▽令和2年7月31日までに70歳になる人。（後日改めて令和2年7月31日までの被保険者証を送付します）

▽令和2年7月31日までに75歳になる人。（75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の被保険者証で医療を受けることとなります）

▽令和2年4月1日までに65歳になる退職被保険者の人。（後日改めて令和2年7月31日までの被保険者証を送付します）

▽令和2年7月31日までに在留期間が経過する外国籍の人。

●70歳以上の人の一部負担金の割合は、平成30年中の所得で決まります

70歳以上の人の医療費の一部負担金の割合（2割または3割）は、所得や年齢に応じて決まり、現役並みの所得がある世帯の人は3割負担となります。

一部負担金の割合は毎年見直しが行われ、今年の8月1日からは平成30年中の所得で判定します。（世帯構成や所得額に変更があれば年度途中であっても、一部負担金の割合が変更となることがあります）

なお、一部負担金の割合の判定基準など、詳しくは被保険者証同封のリーフレットを確認してください。

●保険税に滞納がある人は市役所で更新となります

世帯主に保険税の滞納がある場合は、市役所での納税相談後に、通常より有効期間の短い被保険者証を交付します。7月中旬に案内の通知を送付しますので、手続きをしてください。

●臓器提供の意思表示をお願いします

被保険者証の裏面に「臓器提供意思表示欄」を設けています。記入は任意ですが、自分の意思を尊重するために、臓器移植について考え、家族と話し合い、「提供する」「提供しない」どちらかの意思を表示しておくことが大切です。

注意事項 医療機関等において保険診療を受けようとするときは、必ずこの証を窓口で提示してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
 2. 私は心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
 3. 私は臓器を提供しません。
 (1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

〔心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球〕

〔特記欄〕

署名年月日 年 月 日

本人署名（自筆） 家族署名（自筆）

被保険者証裏面の臓器提供意思表示欄

●問い合わせ先

国民年金課 国保担当